

鉄道精神障害者旅客運賃割引規程

平成 17年 7月 1日制定

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、精神障害者が単独で乗車する場合または介護者とともに列車を利用する場合に適用する。

(精神障害者)

第 2 条 この規程において「精神障害者」とは、障害者基本法及び精神福祉保健法の規程から「精神障害（精神疾患）があるために、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者」と定義し、障害者手帳の交付を受けている者をいう。

「精神障害者」とは、精神福祉保健法第 5 条の定義で精神分裂病、中毒性精神病、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

2 前項の精神障害者を、次に掲げる障害等級 1 級、2 級、3 級に分ける。

(1) 1 級

精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの。

(2) 2 級

精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のもの。

(3) 3 級

精神障害の状態が、日常生活または社会生活に制限を受けるか、日常生活または社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

(介護者)

第 3 条 障害等級 1 級障害者及び 12 才未満の障害等級 2 級・3 級障害者であるときは、精神障害者一人に対して一人の介護者を付けることができる。

2 前項の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が精神障害者と同一で精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 精神障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は普通乗車券、定期乗車券、カード乗車券とし、精神障害者または障害等級 1 級及び 12 才未満の障害等級 2 級・3 級精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

- 2 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通勤定期乗車券又は通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(割引区間)

第 5 条 割引区間は各駅相互間とする。

(割引率)

第 6 条 精神障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込)

第 7 条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

- 2 精神障害者保健福祉手帳の様式は次のとおりとする。

(表)

<p>障 害 者 手 帳</p> <p>〇 〇 県</p>

政令市の場合は、市が交付

(内)

氏名 ○○ ○○	交付日 平成 年 月 日
住所 ○○県○○市○○	再交付日
生年月日 昭和 年 月 日	有効期限 平成 年 月 日
性別 ○	
障害等級 ○ 級	
手帳番号 XXXXX	○ ○ 県
通院医療費 受給者番号 XXXXXXX	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律第45条の保健福祉手帳

(注) 精神障害者保健福祉手帳は精神障害者に対して、厚生省の通知に基づく都道府県又は政令都市の長から交付されている。

(介護者の同行)

第 8 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより、購入した乗車券は精神障害者とその介護者とが同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車変更)

第 9 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券の旅客運賃払い戻し並びに乗越、方向変更及び経路変更は、精神障害者に対する乗車券とその介護者がともに行う場合でなければ取扱をしない。

(精神者保健福祉手帳の携帯)

第 10 条 精神障害者は、乗降の際及び乗車中は精神手帳を携帯して、鉄道係員の請求があった時は、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱)

第 11 条 本規定以外のその他の取扱については、旅客運送に関する一般の規定による。